

会計年度任用職員制度の導入に係る財政措置について

四国部会提出
説明担当 三豊市

これまで臨時・非常勤職員については、各地方公共団体により任用・勤務条件等に関する取り扱いが区々であったが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員としての統一的な取り扱いが定められた。

地方公務員の臨時・非常勤職員は、総数が平成 28 年 4 月現在で 64 万人となり、教育・子育て等幅広い分野で活用され、地方行政の重要な担い手となっている。本市においても、平成 30 年 4 月現在で 727 人の雇用があり、保育士や幼稚園講師・給食調理員・放課後児童指導員等の、さまざまな職種で任用しており、臨時・非常勤職員がいなくては業務が成立しない状況となっている。

今回の法改正により、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化を行なう中で、条例・規則等の整備を行う必要があり、多くの自治体において期末手当や退職手当・賃金体系・共済組合負担金等の追加の財政負担が生じることが予想される。

平成 29 年 8 月の総務省自治行政局公務員部、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルには、新たに支給すべき期末手当の所要額の調査を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定と記載されている。

よって、国においては、会計年度任用職員制度の導入に係る地方財政措置を実施されるよう強く要望する。